

## 6. 医療連携体制加算(Ⅲ)の報酬算定について

### 介護職員等によるたんの吸引等の評価に係る改定の概要

○看護職員を配置することとされていない日中活動系・居住系サービス等(\*)においては、看護職員が直接看護の提供をせずに、介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合についても、新たに医療連携体制加算の評価の対象とする。また、研修を受けた介護職員等が、看護職員の指導の下、たんの吸引等を実施した場合についても、医療連携体制加算の枠組みの中で新たに評価する。

\* 短期入所(医療型短期入所を除く。)、共同生活介護(ケアホーム)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助(グループホーム)。なお、宿泊型自立訓練、児童発達支援及び放課後等デイについては、新たに医療連携体制加算の算定対象とする。

●医療連携体制加算(Ⅲ)【新設】500単位(看護職員1人1日当たり)  
看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に算定。

●医療連携体制加算(Ⅳ)【新設】100単位(利用者1人1日当たり)  
介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定。

## 医療連携体制加算(Ⅲ)の請求方法等

### ① 趣旨

医療連携体制加算(Ⅲ)については、看護職員1人1日当たりと設定していることを踏まえ、事業所にたんの吸引等が必要な利用者が複数いる場合等について、事業所の請求方法をお示しするもの。

### ② 請求単位数

以下の数式に当てはめて日単位で按分して単位数を算出した上で、当該単位数を合算して月単位で請求する。

500単位 × 看護職員数	÷	当該月の事業所の利用者 のうち、たんの吸引等が必 要な利用者数	=	1人当たり単位数/日	1単位未満 (小数点以下) の端数につい ては「切り捨 て」とする。
---------------	---	---------------------------------------	---	------------	------------------------------------------------

例. 4月中に、たんの吸引等が必要な利用者が3人いる事業所に、4月1日は看護職員2人が、4月20日は看護職員1人が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合

- ・ (500単位 × 2人) ÷ 3人 = 333.3単位 → 333単位/日(4月1日分)
- ・ (500単位 × 1人) ÷ 3人 = 166.6単位 → 166単位/日(4月20日分)
- ⇒ 333単位 + 166単位 = 499単位/月(4月分)

※ (500単位 × 3人) ÷ 3人 = 500単位/月とするのではない。

### ③ 請求方法

上記②で算出した単位数について、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、以下のサービスコードにより請求する。ただし、請求回数は、実際に看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った回数にかかわらず、1回として請求すること。

サービスコード		算定項目	単位数
種類	項目		
〇〇(※)	9992	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	事業所において、上記②により算出された単位数を設定。

※ サービス種類コード(24:短期入所 等)



(大規模住居等減算③)

問5 「近接的な位置関係」の範囲について明確にされたい。

(答) 「近接的な位置関係」とは、「共同生活住居が隣接して設置されている場合又は共同生活住居を隔てる公道等に共同生活住居の敷地が面している場合」を想定している。

(大規模住居等減算④)

問6 同一敷地内にある21人の共同生活住居と7人の共同生活住居が一体的に運営されている場合、それぞれに適用する減算率はどうか。

(答) 一体的な運営が行われる共同生活住居に大規模住居(1つの共同生活住居の入居定員が8人以上である場合)が含まれる場合、大規模住居には大規模住居に対する減算割合を優先して適用することとなる。このため、お尋ねのケースのそれぞれの減算率は、  
・ 21人の共同生活住居 → 100分の93  
・ 7人の共同生活住居 → 100分の95  
となる。

(通勤者生活支援加算①)

問7 通常の事業所に雇用されている利用者の割合(100分の50以上)については、共同生活住居単位で要件を満たせばよいのか。

(答) 重度者支援加算等と同様に事業所の体制を評価することとしているため、共同生活住居単位ではなく事業所単位で要件を満たさず必要がある。

(通勤者生活支援加算②)

問8 グループホーム、ケアホーム一休型事業所については、事業所全体ではなくそれぞれの類型ごとに算定要件を満たしていればよいのか。

(答) 質問のとおり。

(通勤者生活支援加算③)

問9 パートタイマーなど短時間労働者についても通常の事業所に雇用されている利用者も含めてよいのか。

(答) 質問のとおり。

2

宿泊型自立訓練に関するQ&A

(指定準宿泊型自立訓練に関する経過措置)

問10 精神障害者生活訓練施設からグループホームに移行した事業所が、その後、宿泊型自立訓練に移行した場合は、法附則第20条の設備に関する経過措置は適用されないのか。

(答) 法附則第20条の宿泊型自立訓練の設備に関する経過措置については、平成18年10月1日に運営していた精神障害者生活訓練施設等を適用対象としていることから、その時点で運営していた施設等については、グループホームに移行した後には宿泊型自立訓練に移行した場合であっても当該経過措置が適用される。

また、これと同様に、平成18年10月1日に運営していた精神障害者生活訓練施設等が宿泊型自立訓練に移行した後にはグループホーム、ケアホームに移行した場合(平成18年10月1日以降に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く)には、法附則第19条の精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例が適用される。

(長期入院者等に対する支援の評価①)

問11 宿泊型自立訓練の利用開始後に「生活訓練サービス費(Ⅲ)」から「生活訓練サービス費(Ⅳ)」に算定区分を変更することは可能か。

(答) 宿泊型自立訓練の利用開始時に「生活訓練サービス費(Ⅲ)」を算定していた者であっても、その後の利用実績や改善効果、また、サービス管理責任者による評価や指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案等を踏まえた上で、2年間の利用期間では十分な成果が得られないと市町村が認める場合には、「生活訓練サービス費(Ⅳ)」に算定区分を変更して差し支えない。

なお、算定区分を変更した場合には、受給者証の「訓練等給付の支給決定内容欄(四画)」の「支給量等」欄に「長期入院等」と記載する必要があるもので留意されたい。

(長期入院者等に対する支援の評価②)

問12 平成24年度以前から宿泊型自立訓練を利用している者については、平成24年4月1日まで間に標準利用期間が3年間と認められるかを各市町村において判断する必要があるのか。

(答) 平成24年度以前から宿泊型自立訓練を利用している者のうち平成24年4月1日時点で利用期間が2年を超過していない者については、適用される標準利用期間にかかわらず基本報酬の水準は変わらないため、便宜上、次回の支給決定の更新のタイミングまで「生活訓練サービス費(Ⅲ)」を算定することとして差し支えない。一方で、その時点で利用期間が2年を超過する者については、適用される標準利用期間によって算定できる基本報酬の水準が異なることから、事業所等と緊密に

連携の上、平成24年3月31日までの間に各市町村において該当する利用者の標準利用期間について適切に判断されたい。

**(長期入院者等に対する支援の評価 ③)**

問13 例えば、精神障害者福祉ホームB型から宿泊型自立訓練に移行した場合の入居者の標準利用期間の起算点は移行した時点からでよいか。

(答) よい。なお、精神障害者福祉ホームB型及び知的障害者通所施設に入居していた者が引き続き宿泊型自立訓練を利用している場合については、その者の心身の状況や地域の社会資源の整備状況等に応じて、標準利用期間を超えて支給決定期間を更新しても差し支えないものとする。

**(長期入院者等に対する支援の評価 ④)**

問14 「長期入院している者」の「長期間」とはどのくらいの期間か。

(答) 概ね1年以上を想定している。ただし、長期入院者等の標準利用期間を3年間としているのは、長期間の支援が必要な者を適切に支援するための措置であり、また、利用者個々人の障害特性・障害の程度に大きな差があることを踏まえれば、1年という期間を一律に適用した場合には、かえって合理性を欠くことになるおそれがあるので、その運用が硬直的にならないよう留意されたい。

なお、既に障害保健福祉関係主管課長会議でお示しているとおおり、病院や入所施設に長期入院・入所していた者に限らず、例えば、長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者など2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者についても「生活訓練サービス費 (IV)」の算定対象となるので留意されたい。

**(食事提供体制加算)**

問15 日中活動サービスを利用し、昼食の提供を受けた利用者について、宿泊型自立訓練において食事提供体制加算を算定することは可能か。

(答) 宿泊型自立訓練における食事提供体制加算については、主に夜間の食事を提供する体制について評価するものであり、昼間の食事提供体制を評価する日中活動サービスの食事提供体制加算との併給は可能である。

(以上)

(参考4)

取扱注意 (現時点の考え方をまとめたもの。今後、変更あり得る。)

障害児支援に係る報酬 (Q & A) について

1. 障害児通所支援

(1) 基本報酬の適用について

(問) 主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合、基本報酬はどのように算定されるのか。

- 今般の改正法の趣旨を踏まえ、主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合には、その障害に応じた適切な支援が確保できるよ、障害種別に応じた基本報酬を算定することが可能。
- ただし、難聴児又は重症心身障害児の基本報酬を算定するためには、児童発達支援センターの施設基準に加え、それぞれの障害を受け入れるための施設基準を満たすことが必要。

例： 定員20名の児童発達支援センター (難聴児及び重心児以外の場合) において、主として難聴を  
通わせる施設基準を満たし、難聴児5名に支援する場合  
知的障害児 15名 → 難聴児及び重心児以外の場合の基本報酬 (利用定員30人以下)  
難聴児 5名 → 難聴児の場合の基本報酬 (利用定員20人以下)

- 難聴児及び重心児の基本報酬を算定しない場合であっても、例えば難聴児に対して言語聴覚士を配置して支援を行う場合は、特別支援加算を算定することが可能。(特別支援加算の項を参照。)

(問) 児童デイサービスからの移行が想定される児童発達支援事業や放課後等デイサービスは、従来より、基本報酬が低いのではないのか。

- 障害児支援に新設される児童発達支援管理責任者の配置に係る報酬については、加算により評価。
- 従来の児童デイサービスの基本報酬に算定されているサービス管理責任者についても同様に、児童発達支援管理責任者として加算により評価。
- 各々の基本報酬と各々の児童発達支援管理責任者専任加算 (仮称) を合計すると、従来の児童デイサービスの報酬単位と同等相当 (ただし、物価の下落等は反映)。

\* 従来の児童デイサービスはサービス管理責任者が指定基準上、義務付けられているので、義務付けられたサービス管理責任者に着目して、児童発達支援管理責任者専任加算を算定することが可能。

(問) 土曜日も、放課後等デイサービスの基本報酬における休業日として扱われるのか。

- 放課後等デイサービスの基本報酬のうち、「休業日」は、土、日、祝日、夏休み等の長期休暇等を想定。
- 学校の授業日ではあるが、本人の都合等により休んだ場合に放課後等デイサービスを利用したときは、休業日に含まれない。

(問) 児童デイサービスと知的障害児通園施設など、同一敷地内に複数の事業所等が所在する場合には、これから基本報酬はどのように適用されるのか。

- 同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の通所支援を実施する場合については、一の事業所又は多機能型事業所として取り扱う。
- 多機能型事業所の場合の基本報酬については、多機能型として実施する事業の区分及び複数の事業の利用定員の合計数の規模に応じて算定。
- ただし、平成24年3月31日において指定されている事業所が障害児通所支援事業所へ移行する場合であっても、移行後においても、それぞれ人員基準、設備基準を満たしている場合は、独立した事業所として取り扱うことが可能。なお、管理者については、兼務して差し支えない。また、シクリエーションなどを行う遊戯室などサービスの提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。
- 独立した事業所の場合の基本報酬については、該当する事業及び利用定員の規模に応じて算定。

(問) 保育所等訪問支援の基本報酬はどのように算定されるのか。

- 保育所等訪問支援は、訪問支援の方法や、集団適応の状況等に応じ所要時間が特定できないこと等の特徴があることから、時間ではなく1回当たりの支援に係る費用を報酬上評価するもの。保育所等の職員に代わって支援を行うことは想定していない。
- 1日のうち複数の児童に対して算定が可能。しかし、その場合は、一定率を減算した報酬単位 (842単位) を適用。

- 児童発達支援センター等と保育所等訪問支援のそれぞれの支援に支障が無ければ兼務可とするなど施設の実態に応じて実施が可能。

## (2) 加算の適用について

(問) 児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)、延長支援加算(仮称)及び開所時間減算(仮称)、並びに送迎加算の適用はどうか。

- 加算の対象となるサービス分類については、別紙のとおり。

### ①児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)

(問) 児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)の算定要件如何。

- 児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、児童指導員又は保育士等の基準を超えているものを児童発達支援管理責任者として別途専任で配置した場合に加算を算定できる。
- また、基準上、管理者との兼務を可能としているため、管理者と兼務している場合であっても、加算を算定できる。
- ただし、児童発達支援センターや医療型児童発達支援センターについては、基本報酬の中で管理者を評価していることから、管理者との兼務ではなく、児童発達支援管理責任者を配置した場合に加算を算定できる。

- 複数の事業を一体的に行う多機能型事業所の児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、管理者との兼務のほか、児童発達支援管理責任者同士や児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者の兼務を可能としており、この場合の具体的な加算の取扱いについては、以下のとおり。

- 例
- ① 児童発達支援センターと放課後等デイサービスの多機能型  
児童発達支援センター → 管理者との兼務で無い場合は加算の対象。  
放課後等デイサービス → 管理者との兼務に關わらず加算の対象。
  - ② 児童発達支援センターと生活介護の多機能型  
児童発達支援センター → 管理者との兼務で無い場合は加算の対象。  
生活介護 → 基本報酬で評価。
  - ③ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの多機能型  
児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所 → 管理者との兼務に關わらず加算の対象。  
放課後等デイサービス → 管理者との兼務に關わらず加算の対象。
  - ④ 放課後等デイサービスと生活介護の多機能型

- 放課後等デイサービス → 管理者との兼務に關わらず加算の対象。
- 生活介護 → 基本報酬で評価。

\* 多機能型事業所の場合の定員規模の算定に当たっては、合計の利用定員に応じて算定。

- 他の事業を併設している場合は、単独施設と同様の取扱いとなることから、それぞれ基準を満たす必要があり、児童発達支援管理責任者を別途配置した場合に加算を算定できる。

- また、児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスにおいては、主たる事業所と一体的に管理運営を行う従たる事業所を設置することが可能であり、その場合は、一の事業所として扱うため、一人の児童発達支援管理責任者の配置で、主たる事業所と従たる事業所それぞれ加算を算定できる。

### ②延長支援加算(仮称)

(問) 延長支援加算(仮称)の算定要件如何。

- 運営基準上の営業時間が8時間であり、それを超えて支援を行った場合に、加算を算定可能。
- 営業時間が8時間を超える事業所が対象となり、児童の利用時間が8時間未満であっても、例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時以前の早朝か、17時以降に延長して支援した場合に加算の対象。

### ③特別支援加算(仮称)

(問) 特別支援加算(仮称)の算定要件如何。

- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練や心理指導を行った場合に加算を算定。
- ただし、次のア及びイの場合には算定できない。
- ア 児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び難聴児に言語聴覚士を配置して機能訓練等を行った場合については、基本報酬において評価されていることから算定できない。
- イ 医療型児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び肢体不自由児に理学療法士又は作業療法士を配置して機能訓練等を行った場合については、診療報酬において評価されていることから加算を算定できない。

#### ④開所時間減算（仮称）

（問）開所時間減算（仮称）の対象となる「4時間」はどのように判断するのか。

- 運営規程上に定める営業時間が4時間未満の場合について減算。
- 運営規程が4時間以上であれば、児童の利用時間が4時間未満であっても減算の対象としない。

（問）放課後等デイサービスは開所時間減算（仮称）の対象となるのか。

- 放課後等デイサービスのうち、「授業終了後」に行う場合には、開所時間減算（仮称）の対象としない。

#### ⑤送迎加算

（問）児童発達支援センターは、送迎加算の算定対象となるのか。

- 従来の児童デイサービスからの移行が想定される児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについて、従来と同様に算定の対象。
- 従来の障害児通園施設からの移行が想定される児童発達支援センターにおける送迎については、基本報酬の中で評価しているため、送迎加算を算定することはできない。
- 重症心身障害児（者）通園事業からの移行が想定される主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業又は放課後等デイサービスについては、従来の補助単価を踏まえて基本報酬を設定しており、送迎に係る経費については基本報酬で評価しているため、送迎加算は算定できない。

（問）放課後等デイサービスにおける学校と事業所間の送迎加算の適用に関する「一定の条件」とは何か。

- 放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間の送迎のほか、一定の条件の下、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定。
- 一定の条件については、関係省庁等とも調整の上、別途お示しする。

（問）重症心身障害児（者）通園事業から生活介護に移行する場合、送迎はどうなるのか。

- 障害福祉サービスの報酬の中で、新たに送迎加算（仮称）を創設することとしており、算定要件を満たせば、加算の対象となる。
- 加算の算定要件は、1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合。  
あわせて、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定可能とする予定。
- また、障害程度区分5、6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等が必要とする者）が60/100以上いる場合には、さらに加算される。

\* 障害程度区分の認定を受けていないものであって、障害程度区分5に相当する報酬を算定する者を含む

#### ⑥従来の加算

（問）従来の加算は、平成24年4月以降も算定できるのか。

- 以下のとおり、移行が想定される改正前の報酬で評価していた加算については、次の※を除き、継続して算定できる。

（加算一覧）

- 1 児童発達支援給付費
  - ・ 人工内耳装用児童加算（児童発達支援センターで難聴児を受け入れる場合に限る）
  - ・ 指導員加算（児童発達支援センター以外の場合（重心を除く））
  - ・ 家庭連携加算
  - ・ 訪問支援特別加算
  - ・ 食事提供加算
  - ・ 利用者負担上限額管理加算
  - ・ 福祉専門職員配置等加算
  - ・ 栄養士配置加算（児童発達支援センターに限る）
  - ・ 欠席時対応加算
  - ・ 医療連携体制加算（重心を除く）

※ 児童指導員及び保育士の配置については、現行の乳幼児4：1以上を踏まえ、指定基準上障害児4：1以上とするため、従来の幼児加算については、基本報酬の中で評価。  
また、現行少年7.5：1以上の配置は経過措置とし、この場合には基本報酬を減算。

2 医療型児童発達支援給付費

- ・ 家庭連携加算
- ・ 訪問支援特別加算
- ・ 食事提供加算



## 2. 障害児入所支援

### (1) 基本報酬の適用について

(問) 主たる対象とする障害以外の障害児の児童を受け入れた場合、基本報酬はどのように算定されるのか。

- 今般の改正法の趣旨等を踏まえ、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別(知的、自閉症、盲ろうあ、肢体不自由、重症心身障害)に応じた基本報酬を算定。
- 主たる対象とする障害以外の障害種別の基本報酬を算定するためには、それぞれの障害を受け入れるための施設基準を満たすことが必要。

例： 定員30名の福祉型障害児入所施設(主たる障害が知的障害の場合)において、主たる障害が肢体不自由を入所させる施設の基準を満たし、肢体不自由児5名に支援した場合  
知的障害児 25名 → 知的障害児の場合の報酬(利用定員21人以上30人以下)  
肢体不自由児 5名 → 肢体不自由児の場合の報酬(利用定員50人以下)

(問) 18歳以上の障害児施設入所者については、どのように報酬を算定するのか。

(福祉型の場合)

- 引き続き、必要なサービスを受けられることができるよう、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの指定に当たっては特例措置を設けることとされている。
- 特例による指定を受けている場合は、福祉型障害児入所給付費の報酬単位を生活介護と施設入所支援に按分。
- 報酬単位には、障害児入所支援の加算が算定される場合は当該加算を含める。
- 按分する割合は、通常の生活介護及び施設入所支援の報酬単位を合算した際に生活介護又は施設入所支援の割合等を踏まえ、生活介護については、94/100、施設入所支援については、32/100とする。

(医療型の場合)

- 第1種自閉症児施設又は肢体不自由児施設からの移行については、現行の療養介護の経過措置利用者の報酬(療養介護サービス費(V))を適用。

(参考)  
自閉症児の場合 318 単位、肢体不自由児の場合 146 単位  
一 療養介護サービス費 (V) 359~413 単位(定員規模に応じて)

- 重症心身障害児施設からの移行については、概要第2の7の(3)のとおり。
- なお、会計区分については、できる限り施設に負担とならないよう今後検討。

### (2) 加算の適用について

- ① 児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)

(問) 児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)の算定要件如何。

- 児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、基準上、管理者との兼務を可能としているが、基本報酬の中で管理者を評価していることから、児童指導員又は保育士等の基準を超えているものを児童発達支援管理責任者として別途専任で配置した場合に加算を算定できる。

- その他、加算を算定できる場合として、主として重症心身障害児入所させる医療型障害児入所施設にあっては、療養介護と一体的に行うことを可能(児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者との兼務は可能。)としているため、サービス管理責任者と兼務している場合であっても、加算を算定できる。

\* この場合の定員規模の算定に当たっては、合計の定員数に応じて算定。

- 他の事業を併設している場合は、単独施設と同様の取扱いとなることから、それぞれ基準を満たす必要があり、児童発達支援管理責任者を別途配置した場合に加算を算定できる。

- ② 小規模グループケア加算(仮称)

(問) 小規模グループケア加算(仮称)の算定要件如何。

- 虐待を受けた児童等への支援に効果的とされている小規模グループケアによる療育や心理的ケアを行った場合に加算を算定。
- 具体的な要件については、今後、別途お示しする。

### ③従来の加算

(問) 従来の加算は、平成24年4月以降も算定できるのか。

○ 以下のとおり、移行が想定される改正前の報酬で評価していた加算については、次の※を除き、継続して算定できる。

(加算一覧)

- 1 障害児入所施設給付費
  - ・ 職業指導員加算(肢体不自由を除く)
  - ・ 重度障害児支援加算
  - ・ 重度重複障害児加算
  - ・ 施設行動障害児特別支援加算(知的障害及び自閉症に限る)
  - ・ 幼児加算(盲ろうあに限る)
  - ・ 心理担当職員配置加算
  - ・ 看護師配置加算(自閉症及び肢体不自由を除く)
  - ・ 入院・外泊時加算(注)施設入所支援と同様の見直しを行う
  - ・ 自活訓練加算(知的障害及び自閉症に限る)
  - ・ 入院時特別支援加算
  - ・ 福祉専門職員配置等加算
  - ・ 地域移行加算
  - ・ 栄養士配置加算
  - ・ 栄養マネジメント加算

※ 小規模加算(定員が小規模の施設において、指定基準に定める員数に加え、児童指導員又は保育士を配置している場合に加算)については、当該配置を指定基準上に義務付けるため、基本報酬において評価。

2 医療型障害児入所施設給付費

- ・ 重度障害児支援加算(重心を除く)
- ・ 重度重複障害児加算(重心を除く)
- ・ 乳幼児加算(肢体不自由に限る)
- ・ 自活訓練加算(自閉症に限る)
- ・ 福祉専門職員配置等加算
- ・ 地域移行加算

## 相談支援関係Q & A

### 1 指定基準関係

細目	質問	回答
1 共通	指定相談支援事業所の相談室と、併設される障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所の相談室を兼用することは可能か。	指定相談支援事業所及び併設される障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の運営に支障がない場合は、兼用して差し支えない。
2 計画相談支援 障害児相談支援	指定基準において、受給者証により計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者であること等を確認することとされているが、サービス等利用計画案等の作成時点においては、受給者証が交付されていないため、不可能ではないか。	当該規定は、支給決定後に、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供を求められた際の受給資格の確認について規定しているものである。 なお、サービス等利用計画案等の作成時点においては、市町村が通知する計画作成依頼書により市町村から依頼を受けた対象者であることを確認する。
3 地域移行支援 地域定着支援	地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用及び体験宿泊並びに地域定着支援の一時的な滞在による支援は、指定基準案において「指定障害福祉サービス事業者等」に委託できることとされているが、「等」は指定障害福祉サービス事業者以外にどのような者が想定されるのか。	指定基準においては、「指定障害福祉サービス事業者等」とは、法第29条第2項に規定する「指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園」であり、これらの者以外に委託することはできない。 なお、体験宿泊及び一時的な滞在による支援は、指定障害福祉サービス事業者等への委託によらず、指定一般相談支援事業者が当該指定一般相談支援事業所以外の場所(アパート等)を確保して自ら実施することも可能であることに留意。
4 地域移行支援	地域移行支援の体験宿泊の実施場所如何。	体験宿泊は、指定障害福祉サービス事業者への委託によるグループホーム、ケアホームの空室での実施や、指定一般相談支援事業者が民間アパートなどを確保して実施することを想定している。
5 地域移行支援	地域移行支援計画は相談支援専門員ではない地域移行支援に従事する者が作成してもよいか。	作成できる。 なお、相談支援専門員以外の者が作成する場合にあつては、当該事業所の相談支援専門員が、必要に応じて技術的指導・助言を行うこと。
6 地域移行支援	「地域移行支援計画」と「サービス等利用計画」との違いは何か。	サービス等利用計画は、障害福祉サービスや地域相談支援の利用や地域における各種の支援サービス等を記載した総合的な支援の計画である。 地域移行支援計画は、サービス等利用計画の総合的な方針を踏まえて、地域移行支援の具体的な支援内容等を記載した個別の支援計画である。

細目	質問	回答
7 地域移行支援	地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用を行う場合には、障害程度区分の認定は必要か。	不要である。
8 地域定着支援	地域定着支援について、「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合」とは、家族等の入院、自然災害等、外部要因により本人が緊急事態になっている状況については地域定着支援の対象外となるのか。	地域定着支援は、家族等の入院や自然災害等の外部要因により、障害を有することから緊急的な支援が必要となる場合も含まれる。
9 地域定着支援	一時的な滞在による支援の実施場所如何。	指定一般相談支援事業所の宿直室や、指定障害福祉サービス事業者への委託により障害者支援施設等の空室を活用して実施することを想定している。
10 地域定着支援	地域定着支援の「常時の連絡体制の確保」について、連携施設等を経由して指定一般相談支援事業所に連絡が届く体制でも可能か。	指定基準において、地域移行支援・地域定着支援のサービスの提供は、当該指定を受けた指定一般相談支援事業所において地域移行支援又は地域定着支援の業務に従事する者によって、提供されなければならないこととしている(体験利用、体験宿泊、一時的な滞在による支援を指定障害福祉サービスに委託する場合を除く。) よって、地域定着支援の常時の連絡体制は、当該事業所が直接利用者と連絡体制を確保し、緊急時の支援を速やかに行える体制を確保することが必要である。

## 2 指定事務関係

細目	質問	回答
1 共通	事業所指定の手続は、法の施行前でも可能か。	事業所指定については、法の施行前においても、整備法附則第37条の施行前の準備の規定に基づき、指定の申請行為や指定する旨の通知発出などの指定の準備行為を行うことができる。 なお、指定する旨の通知については、各指定基準が公布された日(3月中旬公布予定)以降に発出することとされたい。 また、指定の適用日は平成24年4月1日以降となることに留意。
2 指定特定・障害児相談支援事業所	指定に係る「総合的な相談支援」の基準について、現行の特定事業所加算の算定と同様に確認する必要があるか。	同様に確認することが必要である。 なお、医療機関や行政との連携体制に係る「自立支援協議会への定期的な参加」等については、例示であることに留意すること。
3 指定特定・障害児相談支援事業所	市町村直営の場合の「支給決定を行う組織とは独立した体制」の具体的な内容如何。	具体的な組織形態については、それぞれの市町村の実情が様々であることから、市町村がサービス等利用計画を立案し支給決定を行うこととされた法の趣旨を踏まえて、市町村において適切に判断していただきたい。
4 指定特定・障害児相談支援事業所	障害者のみを対象として計画相談支援を実施する場合には、指定特定相談支援事業所のみで指定でよいか。	お見込みのとおり。
5 指定特定・障害児相談支援事業所	都道府県と市町村は、1つの事業所から複数の種類(指定一般・特定・障害児)の指定の申請があった場合においては、指定にあつての必要な情報の共有を図ることとされているが、その趣旨如何。	当該趣旨は、指定に当たって相談支援専門員の実務経験の判断等が異なることがないよう情報共有を図ることである。
6 指定特定・障害児相談支援事業所	指定については、事業所の所在地の市町村が指定を行い、隣接の市町村など事業所が所在する市町村以外の市町村は指定しないという理解でよいか。	お見込みのとおり。 なお、利用者は、居住する市町村以外の市町村が指定した事業所についても、利用することが可能であることに留意。
7 指定特定・障害児相談支援事業所	指定事業所が、他の市町村に移転した場合の手続き如何。	他の市町村に移転する場合は、移転前の市町村に廃止届出書を提出するとともに、移転先の市町村に新規の指定申請を行うこととなる。

細目	質問	回答
8 指定特定・障害児相談支援事業所	指定事業所が、当該市町村内で事業所を移転した場合の手続き如何。	当該市町村に変更届出書を提出することとなる。
9 共通	相談支援専門員は実務経験と研修の受講が要件となるが、相談支援の提供体制の確保のため、研修の受講に係る経過措置を設けていただきたい。	相談支援専門員は、相談支援の質を確保するため、障害者等へのケアマネジメント技術等の研修の受講を必須としており、研修受講に係る経過措置を設けることは考えていない。 なお、昨年10月から研修の実施主体を指定事業者まで拡大することとしたところであり、都道府県においては、当該指定制度の活用等により研修の実施体制の拡大に努めていただきたい。
10 指定一般相談支援事業所	みなし指定される指定相談支援事業所は、24年度中(例:9月30日)に指定期間満了となる事業所についても24年度中は、指定一般相談支援事業所とみなしてよいでしょうか。	お見込みのとおり。
11 指定一般相談支援事業所	地域移行支援のみ又は地域定着支援のみの指定は、他の事業所との連携等により適切に支援することが可能な場合に認めることとされているが、指定に当たつての具体的な基準や確認方法如何。	地域移行支援又は地域定着支援のみの指定を認める場合の具体的な確認方法等については、連携事業所の有無やその他の状況等を確認し、個別の実情を踏まえて判断していただくことを想定している。 なお、更なる詳細な基準や確認様式等を示すことは考えていない。
12 指定一般相談支援事業所	指定一般相談支援事業所は、地域移行支援の障害福祉サービスの体験利用及び一人暮らしに向けた体験宿泊並びに地域定着支援の一時的な滞在による支援を行う場所を、事前に確保しないと指定ができないのか。	これらの支援については、必要時に委託等により対応できればよく、指定の時点において確保しておくことは指定の必須要件ではない。 ただし、必要時に適切に対応ができるよう、事前に委託先等を確保しておくことが望ましい。
13 指定一般相談支援事業所	みなし指定の指定相談支援事業所の番号は、新しく付番する必要があるか。	新しく付番する必要はない。

### 3 支給決定通知・事務処理要領

細目	質問	回答
1 共通	受給者証(障害福祉サービス・地域相談支援・障害児の受給者証)や申請様式(障害者・障害児)については、一体の様式とすることが可能か。	お見込みのとおり。 市町村において適宜工夫して活用されたい。
2 共通	入所者が地域相談支援を利用する場合は、地域相談支援受給者証と障害福祉サービス受給者証の両方を発行し、精神科病院入院患者が地域相談支援のみ利用する場合は地域相談支援受給者証のみ発行するののか。	お見込みのとおり。
3 共通	指定相談支援事業者が行う「基本相談支援」と、「地域生活支援事業の相談支援事業」との関係についてお示しいただきたい。	「地域生活支援事業の相談支援事業(財源は交付税措置)」は、指定相談支援事業者が行う「基本相談支援」とは異なり、障害者自立支援法に基づき、市町村の責務として必ず実施する事業として規定されているものであり、これまでと何ら変更がないものである。
4 共通	地域移行支援及び地域定着支援の給付決定に当たり、サービス等利用計画の作成は必須か。	地域移行支援・地域定着支援を利用する者についてもサービス等利用計画の作成対象となるが、障害福祉サービスと同様に、平成24年度から平成26年度までの3年間は、給付決定に当たってサービス等利用計画の作成は必須ではない。
5 計画相談支援 障害児相談支援	計画相談支援と障害児相談支援の担当部局が別となる場合、申請についても各々の部局に行くこととなるのか。	利用者の申請手続の負担軽減を図るため、できる限り、1つの窓口において一体的な申請様式により申請を受け付けることが望ましい。

細目	質問	回答
6 計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるという理解でよいか。	お見込みのとおり。
7 計画相談支援 障害児相談支援	計画相談支援給付費等の支給期間やモニタリングの実施月等の具体例を示してほしい。	<p>例1) サービスの支給決定(更新)の有効期間がH24.5.1~H25.4.31で、モニタリング期間を3月ごととする場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画相談支援給付費等の支給期間 H24.5~H25.4</li> <li>2 受給者証のモニタリング期間の記載 3月ごと(H24.7~H25.4)</li> <li>3 継続サービス利用支援の実施月 H24.7→H24.10→H25.1→H25.4</li> </ol> <p>例2) サービスの支給決定(新規)の有効期間がH24.5.1~H25.4.31で、モニタリング期間を毎月(利用開始から3ヶ月間以内)とする場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画相談支援給付費等の支給期間 H24.4(計画作成月)~H25.4</li> <li>2 受給者証のモニタリング期間の記載 毎月ごと(H24.5~H25.7)</li> <li>3 継続サービス利用支援の実施月 H24.5→H24.6→H24.7</li> </ol> <p>※ H24.7に、市町村がモニタリング期間の変更について通知。 この場合にモニタリング期間を6月ごとに変更する場合は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画相談支援給付費等の支給期間 上記から変更なし</li> <li>2 受給者証のモニタリング期間の記載 6月ごと(H24.10~H25.4)</li> <li>3 継続サービス利用支援の実施月 H24.10→H25.4</li> </ol>
8 計画相談支援 障害児相談支援	指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が計画を作成する場合の作成主体は、誰を想定しているのか。	「指定特定・障害児相談支援事業者以外の者」については、基本的には制限はなく、本人や家族、支援者等が作成したものを想定している。 なお、サービス等利用計画案等は、市町村が支給決定に当たって勘案するものであるため、市町村の支給決定を行う担当職員が作成することは想定していない。

細目	質問	回答
9 計画相談支援 障害児相談支援	「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくないとの考えか。	お見込みのとおり。
10 計画相談支援 障害児相談支援	「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、障害者等が当該相談支援専門員を希望する場合は、「市町村がやむを得ないと認める場合」として、引き続き当該相談支援専門員によるモニタリング等を認めてよいか。	障害者等が希望する場合であっても、サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねず望ましくないため、当該障害者等に制度の趣旨を説明し理解を求めると。
11 計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、指定基準において、市町村への提出が義務づけられているが、モニタリング結果については市町村にモニタリング記録等の書類を提出する必要があるか。	モニタリングについては、以下に掲げる場合等、必要な時にモニタリング結果を報告することとする。 ・支給決定の更新や変更が必要となる場合 ・対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合 ・モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 等
12 計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の作成依頼を行っていない者から、計画案が提出された場合には、計画相談支援給付費等の申請は却下するのか。	当該者を担当する指定特定相談支援事業者等が、当該者に対して計画相談支援等を提供することが可能な場合には、計画相談支援給付費等の支給対象とすることが望ましい。
13 計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画案等(指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案を含む。)の提出について、申請者からの理解が得られない場合には、計画案の提出なしに支給決定を行うことは可能か。	サービス等利用計画案等が提出されない場合には、やむを得ず計画案なしに支給要否決定を行うこととなる。 しかしながら、申請者に対し、計画案の作成の必要性について理解を求められたい。
14 計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費等は支給されないのか。	お見込みのとおり。
15 計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画等について、短期入所等、単一サービスのみの利用であっても、サービス等利用計画等を作成し、モニタリングを実施する必要があるのか。	単一サービスの利用であっても、その他のサービスの利用の必要性も含め適切なサービスの検討が必要となることから、計画作成や一定期間ごとのモニタリングを実施する必要がある。 なお、モニタリング期間については、市町村において、標準期間を踏まえ、サービスの種類や量、その他の状況等を勘案して個別に判断されたい。

細目	質問	回答
16 計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画案等の提出依頼については、文書によることが必須か。	指定特定・障害児相談支援事業者が計画案の作成に当たって、市町村の依頼を受けた者であることを確認できるよう、文書による提出依頼を行うことを必須としている。
17 計画相談支援 障害児相談支援	サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請後直ちに行うこととしているが、市町村への計画案の提出は障害程度区分の認定後ということよいか。	サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請から支給決定までの期間の短縮を図るため、申請後直ちに行うこととしているが、介護給付費に係るサービス利用に当たっては障害程度区分の認定を踏まえてサービス等利用計画案等を作成する必要があるため、当該計画案の提出は障害程度区分認定後となる。
18 計画相談支援 障害児相談支援	地域活動支援センター等の地域生活支援事業のみのサービス利用者は、計画相談支援の対象外か。	お見込みのとおり。
19 計画相談支援	介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、重度訪問介護による外出支援等、障害福祉の観点からその必要性や支給量について判断する必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。	市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。
20 地域移行支援 地域定着支援	地域相談支援に係る障害程度区分認定調査に係る項目の調査は、介護給付費に係る障害程度区分認定調査と同じく、市町村が調査の実施主体(指定一般・特定相談支援事業者等に委託可)となるのか。	お見込みのとおり。
21 地域定着支援	地域定着支援については、グループホーム・ケアホーム及び宿泊型自立訓練は対象外となるが、福祉ホームの入居者は対象となりうるのか。	福祉ホームの入居者は、指定一般相談支援事業者による緊急時の支援体制が必要な場合には対象として差し支えない。

## 4 報酬関係

細目	質問	回答
1 計画相談支援 障害児相談支援	モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の報酬は算定できるか。	算定できる。
2 計画相談支援 障害児相談支援	サービス利用支援は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分(以下の場合平成24年4月分)として翌月に請求するのか。 (例) 支給決定の通知日4月10日 計画作成4月20日 支給決定5月1日	お見込みのとおり。
3 地域移行支援 地域定着支援	障害福祉サービスの体験利用加算、体験宿泊、一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の報酬は、障害福祉サービス事業者に算定されるのか、それとも、指定一般相談支援事業者に算定されるのか。	指定一般相談支援事業者に算定される。 なお、指定一般相談支援事業者が、委託により体験利用等を実施する場合は受託した障害福祉サービス提供事業者に委託費を支払うこととなる。
4 地域移行支援 地域定着支援	障害福祉サービスの体験利用、体験宿泊及び一時的な滞在による支援の加算額と、指定障害福祉サービス事業者に委託する場合の委託費の額の関係如何。	基本的には、障害福祉サービスの体験利用等を委託により実施する場合は当該額を委託先に支払うことを想定しているが、指定一般相談支援事業者と委託先の指定障害福祉サービス事業者との業務の役割分担等個別の状況が異なることから、個別の委託額は委託契約により定めることとして差し支えない。

## 5 その他

細目	質問	回答
1 基幹相談支援センター	地域生活支援事業費補助金の基幹相談支援センター等機能強化事業については、専門的職員の配置は基幹相談支援センター以外の相談支援事業所も補助対象となりうるが、地域の相談支援体制の強化の取組及び地域移行・地域定着の促進の取組は基幹相談支援センターのみが補助対象となるという理解でよいか。	お見込みのとおり。